

軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年の地方税法の改正により一般財源化され、道路特定財源としての目的税から普通税に改められたことに伴い、これまで道路の使用に直接関係しない等の理由により設けられていた課税免除措置が、平成24年3月末で廃止される状況となった。

漁業においては、コストに占める燃油のウェートは極めて大きいことから、我が県の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊し、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このように燃油価格が上昇している中、この免税措置が廃止されると、漁業経営に大きな打撃を与えることとなる。

また、港湾運送などの業種においても、長引く景気の低迷や公共投資の抑制等による経営環境の悪化に伴い、一層の経費縮減に努める上で、免税軽油の使用は不可欠なものとなっている。

一方、こうした免税措置も手続が煩雑であり、使い勝手が悪い状況となっている現状もある。

よって、政府におかれては、軽油引取税の取り扱いに関して、下記の事項について最大限配慮されるよう強く要請する。

記

1. 農林水産業を初め、港湾運送業等に係る事業者の経営が圧迫されないよう軽油引取税の課税免除措置を当面存続すること。
2. 免税措置手続の簡素化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年10月13日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

あて